

令和6年度(2024年度)吹田市文化財保護審議会 議事録(概要)

- 1 日時 令和7年(2025年)2月19日(水) 午前10時～12時
- 2 場所 吹田市役所高層棟4階 特別会議室
- 3 出席者
委員 出席 井上(一)委員、井上(主)委員、魚島委員、大上委員、西尾委員
原田委員、福田委員、藤岡委員、村田委員
欠席 川端委員
事務局 道場 久明(地域教育部長)、葉山 進(文化財保護課長)、高橋 真希(同主幹、吹田市立博物館館長)、中川 知子(同主幹)、遠藤 成剛(同主査)、中石 奏(同主任)、立岡 宏美(同主任)、田中 充徳(同主任)、片岡 啓(同係員)、猪股 文京(同係員)、堀口 健二(同係員)

4 議事内容

(1) 開会のあいさつ【地域教育部部長 道場】

(2) 委員紹介

(3) 職員紹介

(4) 報告案件

ア 令和5年度決算について(資料1)

[事務局説明]

[意見・質疑応答なし]

イ 市内所在文化財の指定・登録について(資料2)

[事務局説明]

[意見・質疑応答なし]

ウ 文化財保護にかかる業務報告について

(ア) 文化財保護事業(資料3)

[事務局説明]

[意見・質疑応答]

副議長：刊行物は紙媒体か。電子媒体も同時に公開しているのか。

事務局：紙媒体で発行し、博物館や研究所などの関係機関、市内の学校施設に配布している。

電子媒体として、奈良文化財研究所の全国報告書総覧にも掲載しているが、ここ何年かは掲載できていない。

B委員：刊行物の印刷が300部となっているのは文化庁からの指示。

E委員：民俗文化財の事業ごとの金額、それに対する補助額と補助率はどれほどか。

[事務局から令和5年度市文化財保存事業補助金における補助対象者ごとの総事業費、補助対象経費、補助割合及び補助金額について説明]

E委員：府指定文化財については府がなかなか補助採択してくれないため、市で工面していると思うが、その辺をどうしているのか。

事務局：基本的に、補助対象経費から府からの補助金を差し引いた差額について補助を行っているが、今回は緊急につき府からの補助がなかったため、市費で対応した。

議長：今後は先ほど説明があった内訳があった方が良いでしょう。

a 埋蔵文化財の発掘調査について（資料4）

[事務局説明]

[意見・質疑応答]

B委員：それぞれの調査で重要な成果を含んでいる。

吹田須恵器窯跡 No. 14 については、窯の構造、特に天井の一部が残っているのは貴重である。

垂水南遺跡では、67次調査で古墳時代の準構造船の部材が出土しており、府下でも久宝寺遺跡で出土しているが、貴重な発見。垂水南遺跡の性格を考える上でも、当時は海岸線が近くまであり、こういう船を利用して行き来していたのが分かる。

66次調査でも生活の道具である土師器が大量に出土したことや韓式土器といわれる朝鮮半島の人々との関わりを表すような資料が出土しており、こちらも垂水南遺跡を考える上で貴重。

引き続き、報告・資料の公開をお願いします。

大学教授の立場から可能であれば発掘現場の見学もさせてもらいたい。その際に学生も連れていくので、学生の教育にもなれば。

議長：地域の大学との連携についてはどのように考えているか。

事務局：旧中西家住宅の保存活用計画でも大学との連携を打ち出している。埋蔵文化財においても、大学との連携についてどのようなことができるか検討していきたい。

C委員：垂水南遺跡で準構造船が出土したことは画期的。資料の活用という点で、木製品の場合は保存処理が必須だが、この遺物の保存処理をどのように考えているか。また、どのような状態で保管されているのか。

事務局：準構造船については、他にも部材があり、写真撮影・実測が終了したものから順次真空パックして保管している。

吹田市は木製品や鉄製品など比較的脆弱な遺物が良く出土し、順次、保存処理を進めている。今年度は垂水南遺跡 64 次調査のものを委託により処理を実施。

C委員：真空パックもトラブルが多いので管理のできる状態で、数か月に一度、見ていただくことを願います。

事務局：収蔵庫のスペースの問題もあり、現在は遺物の整理を行う所で集中的に保管しているため、見られる状態にはある。

議長：発掘調査終了からどれぐらいで報告できるような状況になるのか。昨年度の当審議会は令和 6 年 1 月であり、吹田須恵器窯跡 No. 14 は、その前年 12 月に調査が終了しているが、その審議会で報告するのは難しかったのか。

事務局：吹田須恵器窯跡 No. 14 は大量の出土遺物があり、現在洗浄中。内業を行う会計年度職員の人数に限りがあり、一度には処理ができないので順次、作業を行っている。

垂水南遺跡 66 次調査も同様に大量に出土したため、洗浄中。

高畑遺跡や垂水南遺跡 67 次調査については調査面積が狭く、比較的早く整理できるので、できるだけ速やかに報告を行いたい。

b 市内文化財の説明板について（資料5）

[事務局説明]

[意見・質疑応答]

C委員：QRコードを文化財説明板に使用すると情報更新が容易になったり、書ききれなかったことをホームページとの連携で見せたりできるので活用してはどうか。

事務局：有用な提案であり、今後設置を検討する。

E委員：かつて担当者だった経験から、説明板は情報更新などのメンテナンスが難しいと感じている。

審議会において、次回の更新・設置予定の説明板を写真など交えて示してくれたらアドバイスがしやすい。

市によっては都市景観条例など法的な制約がかかってくると思うが、吹田の場合はどうか。

事務局：公共物については、都市計画室で基準等を作成しており、昨年度担当者がその研修を受けており、今後作成・修繕する説明板では対応していきたい。資料にこのような説明板だというものを入れればよかった。

議長：来年度以降は説明板の画像も掲載していただきたい。

一番目が昭和58年でかなり古い説明板もあるが、順次、置き換えているということか。

事務局：基本的には傷んで読みづらくなった説明板について、年に1つつ修繕。今年度は近接する地車の説明板2基を修繕。

新設についても年に1つつ実施している。

既存のものを全く新しく作り変えるということであれば、新設扱いとなる。

議長：今後の設置計画について、設置場所の近隣の文化財を紹介するというのが新しい考え方に基づいているような印象を受けたので、具体的な説明を。

市内をいくつかのエリアに分けて、その範囲内の公園にそのエリアの遺跡の広がりが見えるような説明板を作るイメージか。

事務局：イメージとしてはそれに近い。

例えば、規模や立地の理由で紹介されてこなかった遺跡や、文化財の位置にこだわらず、公園などの人の集まるところへその地域の文化財を新たに知ってもらえる説明板を作っていこうかと考えている。

議長：他の市でもないような取り組みか。

事務局：他市の事例については勉強中。参考になる事例があれば、取り入れていきたい。

議長：街歩きをしていると説明板が充実しているかどうかは印象として大きく、あまり重視していない自治体を歩くと文化財行政が貧弱と感じる。特によそから来た人にとっては大きな意味をなす。

c 埋蔵文化財関連業務の業務改善について（資料6）

[事務局説明]

[意見・質疑応答]

C委員：集計の分析では周辺地への対応を手厚くしているように見受けられるため、効率化の余地があるのではないかという意見だが、効率のみを重視して対応がおろそかになるのはいかがか。基本的には仕事量にあった人員増を訴えかけていくことが必要。トータルステーションやPhotoshop等で作業を効率化していくことはもちろん進めていくのが良い。

B委員：業務量にあった人数を配置できれば一番。

他市と人数的に比較したとき、平均より少ないというのが現状。トータルステーションも購入、所有でなくてもリースとかもあるので、検討しては。

埋蔵文化財の包蔵地の取扱いは、立会も多いのは現状仕方がないと考える。

周辺地の取扱いの考え方は色々だと思う。考え方としては、重要遺跡を設定して、その周辺地の扱いについては差をつけるというのは必要かもしれない。一例として以前勤務していた奈良県では

近世以降の遺構の取扱いはそこまで対応できないという状況であった。

民間委託に関しては、関東では発掘会社が多く、古くから行われてきたが、関西はそのような会社が少なく、重要な遺跡も多い。民間では「仕事」として行うため、調査の精度が費用相応のものとなってしまう不安があって民間委託はできないと考えられており、関西では採用されていない。

委託をするとなると、現状の体制も合わせて考えていく必要があるため、慎重に検討する必要がある。

遺跡地図の電子化では、昨年度の審議会でも話した電話・窓口対応について時間が減らせるという数字も実際に出ているので、この方向で進めてもらえたら。

事務局：この調査をした目的として、この文化財保護業務は以前から引き継がれたやり方で行っており、業務に見合った人員を確保したいという思いはあるが、現実問題として困難という状況のもとで、他市の業務手法の把握をして、今の人員でもできる持続的な方法を考えたかった。

他市の状況及び今回頂いた意見をもとに機械化の導入やメリハリを付けた調査も検討していきたい。

d その他

事務局から、今年度末までに現在PDF形式で公開している遺跡地図を公開型GISに移すことを報告。

[意見・質疑応答なし]

(イ) 旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）保存活用事業（資料7）

[事務局説明]

[意見・質疑応答なし]

(ウ) 旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）保存活用事業（資料8）

[事務局説明]

[意見・質疑応答なし]

(エ) 吹田市立博物館事業報告（資料9）

[事務局説明]

[意見・質疑応答なし]

※文化財保護審議会のあり方についての意見・質疑応答

議長：審議会での議論のあり方について。

D委員：文化財保護審議会はどのようなことを行う場か。

事務局：文化財保護法では、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存・活用に関する重要事項を調査・審議し、並びにこれらの事項に関して、教育委員会に建議するとなっている。

D委員：今日の中で諮問はあるのか。

事務局：昨年度に引き続き、報告案件のみ。

D委員：諮問ということは、文化財保護審議会では新指定をするかしないかという諮問をして、市長に答申するということだと考えるが、私が着任して6年間、一度もなかった。審議会は年に一度、2時間だけ、2時間かけて仕事の報告をするだけでよいのか。

事務局：昨年に同様の御意見をいただき、我々としても問題意識としては持っている。

F委員：業務改善アンケートを取ったのはこの審議会も含めて、文化財の指定がうまく回ってないからだろう。

埋蔵文化財関連業務の改善で余力が出たらやろうかという趣旨だと思う。積極的に、例えば歴史資料や近世・近代の美術ができる方を文化財保護課で雇用しない限り、新たな指定を掘り出し、調査していくことはできないだろう。

人員増は難しいだろうが、この審議会でそういう意見もあったということであれば。

新指定の案件を見出し、上げていくには考古以外で文化財担当を1人、非常勤では継続的に調査研究できないので専任で雇ってでもやらないと難しい。体制から考えた方がよいのでは。

D委員：文化財の指定はどのような観点で判断しているのか。

事務局：明文化された基準は持っていない。

非常に貴重な何物をもってしても代えられないものや、散逸によって国民的財産が損失するといったようなものだと思う。

D委員：そうではなく、学術的に価値があるから文化財指定になるのか、吹田市にとって、まちづくりや地域づくりにおいて必要だから、要するに行政判断として文化財指定をするのかだ。

本来、文化財指定というのは行政判断であり、まちづくりに文化財指定が大事だという認識がないのではないか。

年に1回しかない文化財審議会は、どんなことがあっても1、2件は新規のものを審査してもらおうという気持ちがないと、まちづくりにも繋がっていかないのではなかろうか。

年1回というのもいかがか。他市では年2回行っているかと思う。

1回目は案件にもあった旧西尾家・旧中西家の現場を見ながら説明を行い、年度末の2回目で新指定をぜひやろうという気概でなければならぬのではないか。

事務局：昨年度の前に9年のブランクがあり、ノウハウが枯渇しているような状況。他市の状況も確認しながら、そのような運営になるように努力してまいりたい。

D委員：以前は吹田市の担当者がよく相談に来ていた。個人の意欲によって左右されるというのはいかがかと思う。

諮問・審議をして新しい文化財、市の宝が増えたぞと、地域の誇りになるぞと、新住民にとってもいいことだぞ、そういうために審議会が行われるべきだと考える。

指定のためには調査が必要であり、そのために補正予算を組んでいくような作戦がなければ急にはできない。

吹田市は新住民が多いので、文化財でまちづくりをしていこうという意識を持った方が良い。

G委員：いきなり美術工芸は難しいと思うので、今回、素晴らしいものが出土している考古から考えてもよいのではないか。

F委員：今後進められるなら、学芸員の各分野で気づいたものや展覧会の準備の過程で出てきたもので指定になりそうな文化財をリストアップしてはどうか。指定が無理ならば、まずはそういう一覧を作り、今後どうするか、調査はできていないけど指定になりうるかということを委員に聞いてもよいのではないか。もし埋蔵文化財業務で追われているということであれば、指定案件を専門にできる人を採用するべきではないか。

議長：文化財保護審議会のあり方がどうなのかという問題は、結局は吹田市における文化財行政をどういうふうに進めていくべきかということだと思う。

その上で来年度以降の審議会のあり方を考えていくようにしていただきたい。

(5) 事務局から事務連絡